

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

環境省より、北海道乙部町において令和6年9月30日（月）に回収されたハヤブサ1羽の死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の発表があり（別紙1）、政府においては、鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開かれ、情報共有がなされたところです（別紙2）。

各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校又は附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

1. 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」(別紙3)を参考にし、

- (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- (5) 不必要に野鳥を追いついたり、つかまえようとするのは避けてください。
- (6) また、鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することではなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

＜学校における保健管理について＞

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL 03-5253-4111 (内線 2976)

＜学校における飼育動物について＞

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

＜専門高校における飼育動物について＞

文部科学省初等中等教育局

参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2384)



環境省報道発表

令和 6 年 10 月 4 日 (金)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定 北海道乙部町 (野鳥国内 1 例目))

<北海道同時発表>

1. 北海道乙部町で令和 6 年 9 月 30 日 (月) に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法) に基づく国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサの死亡個体が回収され、同年 10 月 1 日 (火) に簡易検査を実施したところ、A 型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年 10 月 4 日 (金) に高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) が検出された旨の報告がありました。
3. 本事例は、今シーズンで一例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
4. 国内単一箇所では高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和 6 年 10 月 4 日 (金) 付けで「対応レベル 2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8285
室 長 : 宇賀神 知則
室長補佐 : 佐藤 大樹
係 長 : 木富 正裕
担 当 : 堀内 聖矢

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 1 例目	9/30	北海道	乙部町	死亡野鳥	ハヤブサ	10/1	陽性	10/4	H5 亜型高病原性 鳥インフルエンザ	10/1

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※について、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※ 対応レベル

対応レベル 1	発生のない時（通常時）
対応レベル 2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル 3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国での発生情報等により、対応レベルを引き上げることがあります。

■ 留意事項

- （1） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- （2） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会（野鳥）

日 時：令和 6 年 10 月 4 日（金）

会 場：持ち回り開催

議 題：北海道乙部町のハヤブサからの高病原性鳥インフル
エンザウイルス検出への対応について

配付資料：

- （環境省）野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（陽性確定 北海道乙部町（野鳥国内 1 例目））
- （環境省）【事務連絡】北海道での高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の確認に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて
- （農林水産省）高病原性鳥インフルエンザ対策について



環境省報道発表

令和6年10月4日（金）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陽性確定 北海道乙部町（野鳥国内1例目））

<北海道同時発表>

1. 北海道乙部町で令和6年9月30日（月）に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサの死亡個体が回収され、同年10月1日（火）に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月4日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨の報告がありました。
3. 本事例は、今シーズンで一例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
4. 国内単一箇所では高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和6年10月4日（金）付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：宇賀神 知則
室長補佐：佐藤 大樹
係 長：木富 正裕
担 当：堀内 聖矢

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 1 例目	9/30	北海道	乙部町	死亡野鳥	ハヤブサ	10/1	陽性	10/4	H5 亜型高病原性 鳥インフルエンザ	10/1

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※について、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※ 対応レベル

対応レベル 1	発生のない時（通常時）
対応レベル 2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル 3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国での発生情報等により、対応レベルを引き上げることがあります。

■ 留意事項

- （1） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- （2） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 4 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

北海道での高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の確認に伴う
野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

令和 6 年 10 月 4 日、北海道乙部町において発見された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が確認されました。

このため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル 2」に引き上げます。

なお、早期警戒期間中の死亡野鳥等調査の実施については、引き続き、対応レベル 3 相当での実施をお願いします。その他、野鳥サーベイランス全般については、令和 6 年 8 月 26 日付で発出した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」（環自野発第 2408261 号環境省自然環境局野生生物課長通知）及びマニュアルに従い、監視体制の強化等に万全を期すようお願いします。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

担当者名：木富、堀内

TEL：03-5521-8285

Mail：MASAHIRO_KITOMI@env.go.jp

SEIYA HORIUCHI@env.go.jp

関係府省庁連絡会議幹事会

農林水産省

令和6年10月4日

1	高病原性鳥インフルエンザとは	・・・	1
2	高病原性鳥インフルエンザの発生状況	・・・	2
3	令和6年度シーズンに向けた対策のポイント	・・・	3
4	過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応	・・・	4
5	欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況	・・・	5
6	北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況	・・・	6

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥



(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※ 人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

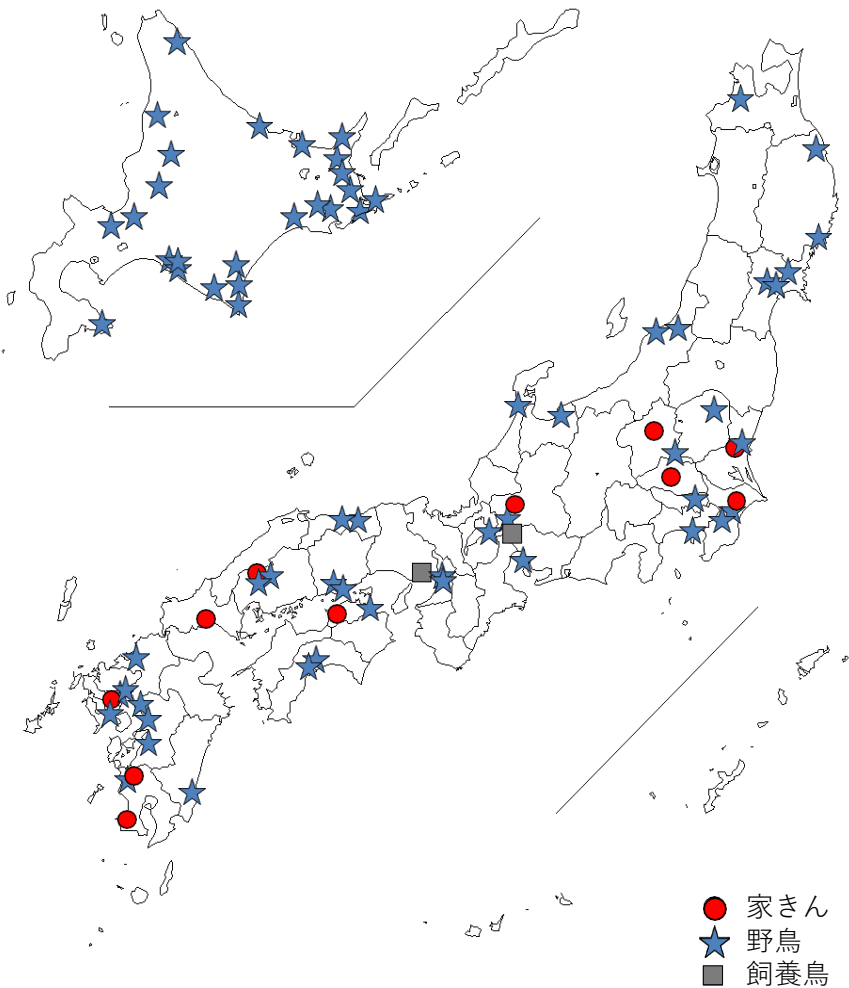
渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5年度に発生。

※ 内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2 高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 昨シーズン（R5）は、野鳥における感染事例が数多く確認された中、家きんにおける発生は10県11事例と大幅減少。
- 専門家からは、R4シーズンの大規模発生も踏まえた、農場における飼養衛生管理の向上も寄与しているとの指摘。

令和5年度シーズン鳥インフルエンザの発生状況

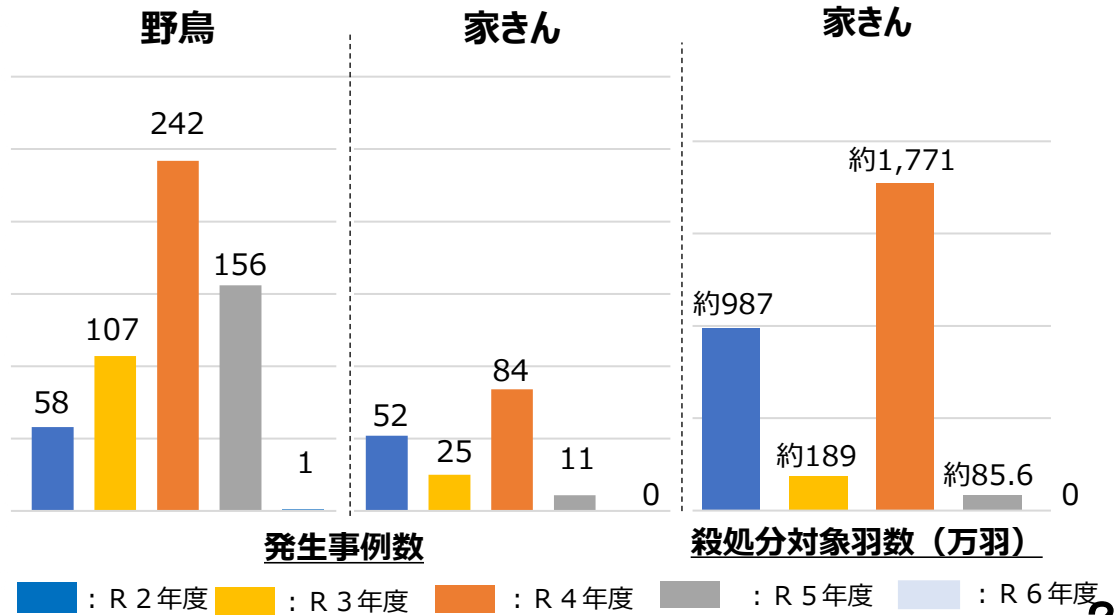


令和2年度シーズンからの発生状況

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野鳥	初発 (※) 回収日	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	—
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	—
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	—

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



3 令和6年度シーズンに向けた対策のポイント

- 令和6年度シーズンに向けて、引き続き、発生時の防疫措置に備えて万全を期すことができるよう都道府県等と連携するとともに、**発生予防対策の強化、発生時の速やかな対応、発生農場の家さんの再導入に向けた指導**に取り組んでいるところ。

1 農場や地域一体となった発生予防対策の強化

令和5年度シーズンの疫学調査、調査研究で得られた知見を現場での発生予防対策に活用。

- ・ 第三者の視点による、飼養衛生管理基準の遵守状況の正しい評価・理解
- ・ 過去に発生のある農場・地域において発生リスクが高くなることを念頭に置いた農場での警戒及び地域的な対策の徹底
- ・ 地域一体となった農場周辺地域におけるカラス等の野鳥や猫・イタチ等の小動物の誘引防止対策
- ・ 野鳥における鳥インフルエンザ感染状況の監視と警戒の呼びかけ

2 発生時の速やかな対応

- ・ 関係省庁と連携した迅速な防疫措置（通行制限・遮断、円滑な消毒ポイントの設置、防疫作業従事者の健康管理、大規模農場での発生に伴い災害派遣要請があった際の自衛隊との連携）
- ・ 農場ごとに行う全羽殺処分の羽数を低減させるため、**農場の分割管理を活用**。マニュアルを基に各農場の実態に即した指導。

3 発生農場の家さんの再導入に向けた指導

発生農場が早期に家さんを再導入できるよう、**埋却地・焼却施設の確保**や**飼養衛生管理の指導**を実施。

- ・ **飼養衛生管理基準の定期報告のタイミングを活用**し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、特に埋却地や焼却施設の事前確保を指導。
- ・ 大規模農場においては、事前に策定する対応計画について農場自ら防疫措置に協力することを推進。

4 過去の鳥インフルエンザの発生事例

<平成15年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
（※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

<平成18年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

<平成22年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

<平成26年度の発生> H5N8亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）
12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

<平成28年度の発生> H5N6亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

<平成29年度の発生> H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

<令和2年度の発生> H5N8亜型（高病原性）

11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

<令和3年度の発生> H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

<令和4年度の発生> H5N1亜型／H5N2亜型（高病原性）

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）

<令和5年度の発生> H5N1亜型／H5N6亜型（高病原性）

11～4月…10県11事例 約85.6万羽（佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県）

<平成17年度の発生> H5N2亜型（低病原性）

6～12月…2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

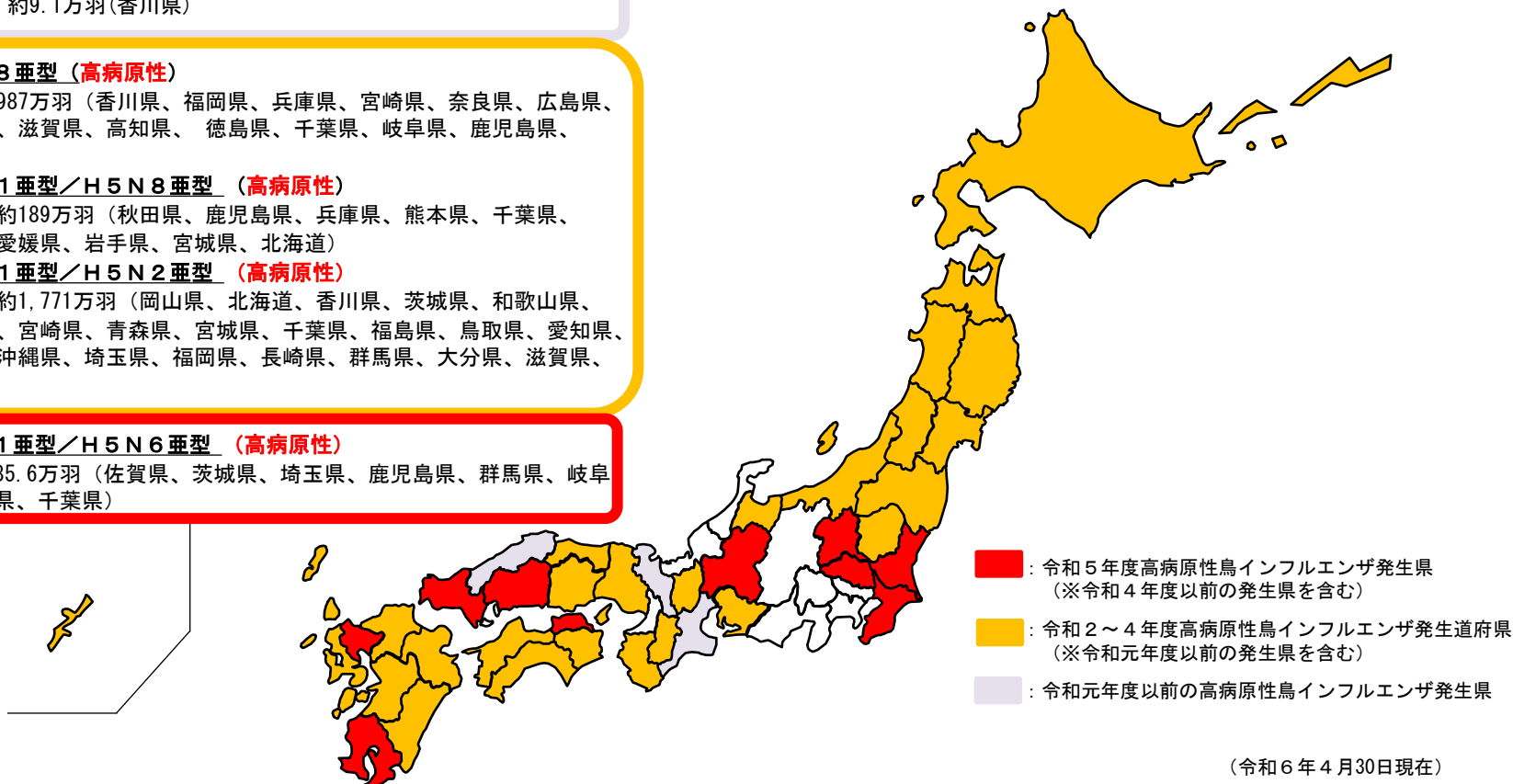
<平成20年度の発生> H7N6亜型（低病原性）

2～3月…1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野鳥における発生（高病原性）

・平成20年 全3県
・平成22～23年 全16県
（他3県における動物園等の
飼育鳥からウイルスを確認）

・平成26～27年 全6県12例（H5N8型）
・平成28～29年 全22都道府県 218例（H5N6型）
・平成29～30年 全3都県45例（H5N6型）
・令和2～3年 全18道県58例（H5N8型）
・令和3～4年 全8道府県107例（H5N1型/ H5N8型）
・令和4～5年 全26道県184事例（H5N1型/H5N2型/H5N8型）
（飼養鳥全5県8事例（H5N1型））
・令和5～6年 全28都道県154事例（H5N1型/H5N3型/H5N5型/H5N6型）
（飼養鳥全2県2事例（H5N1型））



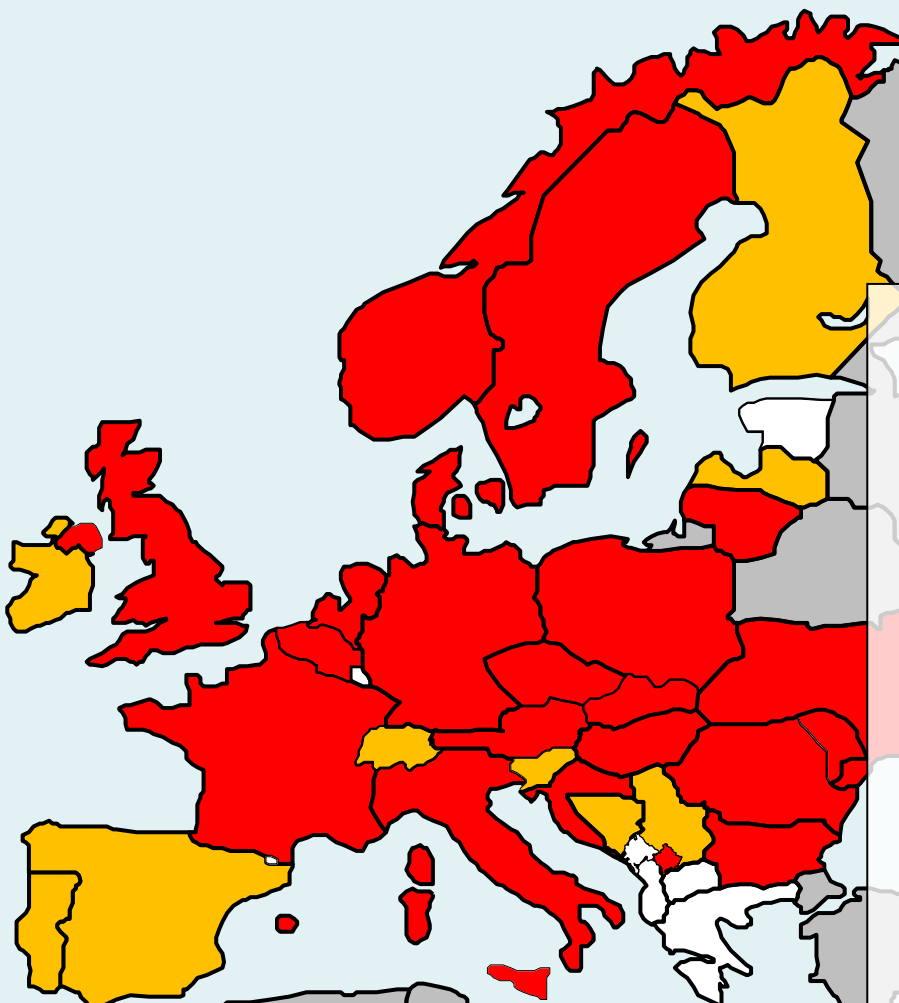
（令和6年4月30日現在）

5 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2023年10月以降）

高病原性鳥インフルエンザ発生国 ■
 野鳥のみ ■

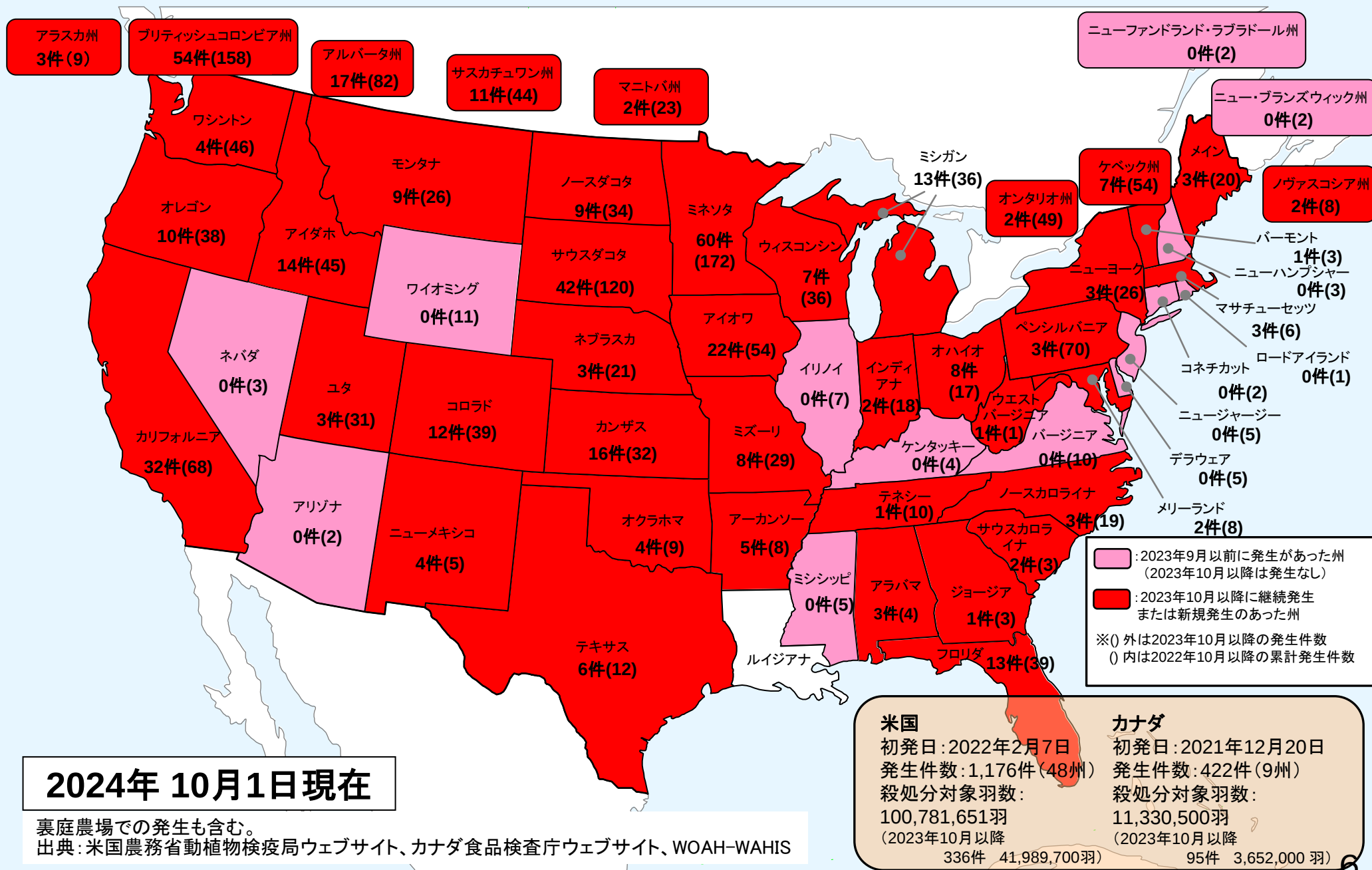
※（）内はH5N1亜型確定件数
 家きん：全344件、野鳥：全657件

出典：EU報告書（掲載EFSA Journal）
 （2024年6月16日まで）



オーストリア 野鳥 25件(23) 家きん 4件(4)	エストニア 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	ラトビア 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	ルーマニア 野鳥 34件(34) 家きん 4件(4)
ベルギー 野鳥 7件(6) 家きん 4件(4)	フィンランド 野鳥 4件(4) 家きん 0件(0)	リトアニア 野鳥 1件(1) 家きん 1件(1)	セルビア 野鳥 9件(9) 家きん 0件(0)
ボスニア・ヘルツェゴビナ 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	フランス 野鳥 15件(0) 家きん 10件(10)	ルクセンブルク 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	スロバキア 野鳥 9件(9) 家きん 9件(9)
ブルガリア 野鳥 1件(0) 家きん 24件(5)	ドイツ 野鳥 180件(175) 家きん 37件(37)	モルドバ 野鳥 31件(31) 家きん 58件(51)	スロベニア 野鳥 14件(14) 家きん 0件(0)
クロアチア 野鳥 7件(7) 家きん 2件(2)	ハンガリー 野鳥 50件(50) 家きん 84件(84)	オランダ 野鳥 40件(39) 家きん 5件(5)	スペイン 野鳥 14件(14) 家きん 0件(0)
キプロス 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	アイスランド 野鳥 4件(0) 家きん 0件(0)	北マケドニア 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	スウェーデン 野鳥 33件(29) 家きん 3件(3)
チェコ 野鳥 7件(7) 家きん 28件(28)	アイルランド 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	ノルウェー 野鳥 10件(3) 家きん 2件(2)	スイス 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)
デンマーク 野鳥 80件(80) 家きん 12件(12)	イタリア 野鳥 19件(19) 家きん 6件(6)	ポーランド 野鳥 21件(21) 家きん 36件(36)	ウクライナ 野鳥 6件(6) 家きん 7件(7)
フェロー諸島 野鳥 0件(0) 家きん 1件(0)	コソボ 野鳥 0件(0) 家きん 1件(1)	ポルトガル 野鳥 6件(6) 家きん 0件(0)	英国 野鳥 26件(18) 家きん 6件(6)

6 北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



野鳥との接し方について

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。